(1)告知義務

特集 損保協会

1

0

0

年

 \dot{O}

あゆみ

損害保険に関係する 王な法律の動向

2

保険法・その他

制緩和・自由化以降の保険業法の改正について取り上げた。第5回の今回は、保険法を中心に損害保 もとに、同協会の歩みを紹介している。前回の第4回では、損害保険に関係する主な法律のうち、 険業に関係の深い法律について簡単に振り返る。 本特集では、日本損害保険協会が創立100周年にあたり刊行した「日本損害保険協会百年史」

保険約款に支払期限が定められていても、その期限が損害額算定や有無責の 確認等の調査のために必要な合理的な期間を超えている場合には、その合理 的な期間の終期が支払期限となり、その合理的な期間が経過した時から、保険 者は遅滞の責任を負うこととする規定の新設。

保険法の概要(保険法における商法の規律からの主な変更点)

3. 保険契約者等(消費者)の保護のための規定の整備

会社の契約解除を制限する規定の新設

1. 適用対象契約の範囲の見直し(保険契約と同等の内容を有する共済契約への適用)

2. 人の傷害や疾病に基づいて保険給付を行う傷害疾病定額保険契約の規律の新設

自発的申告義務から、保険会社が告知を求めた事項について告知する質問応 ・保険募集人による告知の妨害や不告知・不実告知の教唆があった場合の保険

(3)片面的強行規定の規律の導入

法律の内容よりも保険契約者等に不利な内容となる約款の定めは無効とする 規定(片面的強行規定)の導入。

4. 損害保険についてのルールの柔軟化

超過保険について、保険金額が目的物の価額を超える部分の契約も有効とす る規定(ただし、保険契約者および被保険者が善意で重大な過失がない場合に は超過部分について取り消し可能)。

・重複保険について、損害保険各社は自らが締結した保険契約に基づく保険金 の全額を支払う独立責任額全額支払方式の導入。

責任保険契約における被害者の優先権の確保(先取特権の付与)

保険金受取人の変更ルールの整備(遺言による保険金受取人の変更も可能であ

モラルリスクを防止するための規定を新設(保険金の詐取など重大な事由が あった場合に、保険者が保険契約を解除できる規定の新設)

告知義務の性質が自発

保険契約申込書を見直 的申告義務から質問応答 伴い、損害保険各社は、 義務に変更されたことに 告知事項の明確化を

こなかった。民事基本法 を表明するとともに、 から保険法の検討に参加 損害保険協会は、当初 損害保険業界の意見 法

よる主な変更点)は、 商法から独立した保 本 被保険者の同意の取り付 2 傷害保険における 損害保険業界の

族(配偶者や子等)が被 定されていない場合、家 に関し保険金受取人が指 傷害保険の死亡保険金 ・疾病保険のうち、特に 被保険者の同意を取り付 「会員各社は、傷害

確保する」ことを決議し 社内態勢を構築し、適正 な引き受けを行うことを スクを生じさせないため

のモラルリスク防止に係 会員会社が自主的に取り し (2009年2月)、 組むうえでの考え方を示 るガイドライン」を策定

告知義務に関する

(1) 改正の概要 金融システム改革法

実質的な改正は行われて

Ħ

事

瀲

的ルールは、商法に規定 され、約100年の間、 日施行) 保険契約に関する一般 制定の経緯・ 概

契約法)の制定 (2010年4月1

保険法(保険

の整備(民法の現代語化

制定に伴う実務面のポイ

ントを整理する等の役割

保険金を受け取ることが

できるので、モラルリス

等)が順次実施される

全面的な改正が行わ

を果たした。

稿左上の表に記載〉 律の概要(保険法制定に 月30日に成立した。 険法として2008年5

保険者であると、保険契

む)において、モラルリ けていない契約形態(未 成年者の死亡保険を含

とされた。

さらに、「傷害保険等 テム対応等を行った。

日施行) 関係法律の整備 ム改革のための 2. 金融システ 等に関する法律 (1998年12月1

日本の金融市場を国 供することを除き、廃止 されることになった。 と同料率を会員の利用に

確化する取引ルールに対

伝的な権利義務関係を明

たことに始まる。

個人情報保護法の制定

のための業務を実施して

主として当事者間の私

かと安心もつと

約者(世帯主等)が死亡 規を 【第5回】 図った。 が告知義務に違反した場 等と保険事故との間に因 合であっても、不実告知 さらに、保険契約者等

になった。 保険金を全額支払うこと 果関係がないときには、 ウ.保険金の支払期限

活力ある仲介活動を通じ

資産運用手段の充実、

供することとされた。

(2001年4月1日施

険(共済)に係る契約内

ウェブサイトに、損害保

容、事故状況、保険金

に関する個人情報を共同

(給付金)の請求内容等

販売等に関する

3

金融商品の

消費者契約法は、消費

い、その成果を会員に提

調査および研究を行

みを行った。

るため、損害保険協会の 者、目撃者等)が存在す

2

消費者契約

が進められるよう取り組 った自主的な消費者対応 において同法の趣旨に沿

正」にて既述〉。

り、その合理的な期間が 合には、その合理的な期 は遅滞の責任を負うこと 経過した時から、保険者 間の終期が支払期限とな 的な期間を超えている場 いても、その期限が合理 に支払期限が定められて 保険法では、保険約款

各社では、事故調査等の 払期限を定めるととも 内容に応じた合理的な支 を厳格に行うためのシス に、期限の起算点の管理 これを受け、損害保険

身、以下「算定会」とい 独占禁止法の適用除外措 置づけられた。この改正 の使用義務の廃止)が位 う)の改革(算定会料率 保険料率算出機構の前 料率算定会(現在の損害 料率算定会と自動車保険 により、算定会に関わる する法律に基づく地震保 保険および地震保険に関 置は、基準料率(自賠責 購入できる環境が必要で 推進された。 要請が高まっていた。 えた新しい金融商品の登 あった。また、業態を越 かつ、リスクを納得して が成立し、消費者保護が 法律および消費者契約法 融商品の販売等に関する 場を前提とした法制度の は、消費者が安心して、

る営業保険料率)の算出 る使用につき認可等があ 険を対象とし、会員によ ったものとして使用でき

中の100年~ 損保協会作成の記念ロゴ よる保険業法の改 正については前回 のである〈同法に 括して改正したも める関係法律を 改革を一体的に進 再生させるための 際金融市場として

動車保険等を対象に、会

員による保険料率の算出

関する法律』への対応の

「『金融商品の販売等に

険、傷害保険、任意の自 料率と参考純率(火災保

法の制定を踏まえ、

報交換制度や旧損保指針 は、損害保険各社間の情 に伴い、損害保険協会

の改定等について検討を

損害保険協会では、

算定会の業務は、

応する法律である。

の基礎とし得るものとし

て算出する純保険料率)

00年12月)、会員各社 考え方」を作成し(20

は、さまざまな関係者

情報交換制度に関して

者、保険金受取人、被害

(保険契約者、被保険

年12月改正―金融システ の本特集「4. ム改革の一環としての改

ること、また、保険料率 を算出し、会員に提供す

の算出に関し、情報の収

律が改正された。 の観点から、関係する法 めの枠組みの構築の4つ システムの整備、利用者 た魅力あるサービスの提 が安心して取引を行うた 片、特色ある多様な市場

> 者契約法の制定 法律および消費

(2001年4月1

ことを目的とした法律で

消費者の利益擁護を図る

表し、法律上の要件(木 利用することについて公

へが容易に知り得る状態

(2017年5月30日施

渉力の格差を前提とし、 者と事業者の情報力・交

日施行)

念が指摘されていた。

そこで、損害保険協会

ク(保険金の不正取得を

狙った道徳的危険)の懸

に関する対応

骨格の一つに、損害保険 正(1998年7月1日 出団体に関する法律の改 金融システム改革法の (2) 損害保険料率算 枠は構築されたものの、 融システム改革法によ 6年4月1日施行)、金 国民一人ひとりを金融商 改正保険業法(199 金融ビッグバンの大

品の購入に向けさせるに 律の制定 保護に関する法 年4月1日全面施行) 日一部施行、2005 (2003年5月30

> 保指針などを踏まえ、新 イドラインならびに旧損

および金融庁が定めたガ

また、個人情報保護法

たに「損害保険会社に係

ことを目的に制定され を定めることにより、個 業者の遵守すべき義務等 保護法」という)は、個 る法律(以下「個人情報 人情報の適正な取り扱い に関し、個人情報取扱事 人の権利利益を保護する 針」(2005年4月1 置等についての実務指 は、金融庁が別途定めた 保護に関する安全管理措 険会社における個人情報 指針を踏まえ、「損害保 の安全管理措置について さらに、損害保険各社

こうした状況の下、金

おける個人データ保護に 指針」という)を策定し 89年に「損害保険業に 業界の取り組みは、19 ついて」(以下「旧損保 法制定以前の損害保険 険会社等における個人情 5年4月1日)、損害保 体の認定を受け(200 日施行)を策定した。 は、個人情報保護法に基 つく認定個人情報保護団 なお、損害保険協会

等に関する法律(200

(1) 金融商品の販売

年4月1日施行)

【文責:日本損害保険

保険毎日新聞社の ホームページ http://www.homai.co.jp

いる。

るビッグデータについて 正はなかったが、いわゆ 定後10年余り、大きな改 とした改正が行われた つ活用すること等を目的 プライバシーを保護しつ 個人情報保護法は、制

引法 5. 金融商品取

ている。

に置いている)を満たし

行。

日施行) (2007年9月30

る個人情報保護指針」

(2005年4月1日施

個人情報の保護に関す

行)を策定した。

勧誘ルール)として、 投資者保護のための横 金融商品取引業者が遵

守すべき行為規制(販売 断的法制の整備を目的と 失補てんの禁止等の事項 義務、各種禁止行為、損 広告の規制、契約締結前 が全面改正され、金融商 および締結時の書面交付 品取引法に改められた。 して、従来の証券取引法

が定められ、損害保険会 らの規制が適用されるこ 社の商品の一部にもこれ